



消費者庁のイラストを加工

先月、ネットの広告を見て、サプリメントをお試し価格980円で購入した。

昨日、注文していないのに同じ商品が届いた。請求書をよく見ると、自動継続で5,800円の定期購入になっていた。

「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化されました

ここが重要ベニ！！



- 販売サイト等で、「お試し価格」「実質0円」など、低価格で購入できる広告を見て申し込んだところ、定期購入が条件となっていた等のトラブルが後を絶ちません。

【特定商取引法改正点（令和4年6月1日施行）】

- ①事業者は、最終確認画面で注文内容を明確に表示することが、義務付けられました。
- ②事業者の誤認させるような表示により、消費者が申し込みをしたときは、契約を取り消せる可能性があります。

【注文時のチェックリスト】

- 自動継続等の定期購入になっていませんか？
- 初回価格だけでなく総額を確認しましたか？
- 解約する場合の条件や連絡先を確認しましたか？
- 利用規約を読み理解しましたか？
- 広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存しましたか？

- 困ったときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター 相談専用電話

023-647-2211

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

又は 消費者ホットライン

いやや
188